

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回枚方市空家等対策協議会 計画管理部会
開 催 日 時	令和4年11月24日（木） 開始時刻 18時 00分 終了時刻 18時 50分
開 催 場 所	Webex 併用による会議 会場・事務局：枚方市役所 別館4階 特別会議室 傍聴：webex
出 席 者	井上委員、小川委員、川島委員、高瀬委員、中村委員、早川委員、松尾委員、村上委員、森川委員、大塚委員、平井委員
欠 席 者	南委員、三宅委員、廣瀬委員、古満委員
案 件 名	1. 開会 2. 議題 第2次枚方市空家等対策実行計画（第I期）の進捗について 管理不良家屋について 3. 閉会
提出された資料等の 名 称	次第 報告資料1 第2次枚方市空家等対策実行計画（第I期）の 進捗について 報告資料2 管理不良家屋について 参考資料1 第2次枚方市空家等対策実行計画
決 定 事 項	○下半期も積極的な姿勢で施策に臨むことを確認した
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 住宅まちづくり課

## 審 議 内 容

### 1 開会

部会長：ただいまから、令和4年度第1回枚方市空家等対策協議会 計画作成部会を開催します。冒頭ではありますが、先日海外メディアにおいて、日本人がボランティアにいそんでいる様子が報道されました。枚方市の市民憲章を拝見していたところ、寄り添うといった精神を読み解くことができました。枚方市が目指す大きな目標も、世界に報道されている日本の姿に通じるものがあると感じております。事務局より本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：それでは、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

本日の出席委員数は会場7名、オンライン4名、15名中、2分の1以上の11名の委員に出席いただいているため、枚方市空家等対策協議会規約第5条第3項の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、井上えり子先生につきましては、大学での講義終了後、ご参加いただけるとご連絡をいただいております。

また、年度が替わりまして委員の交代があったため、事務局よりご紹介いたします。

枚方警察より、大塚 広樹（おおつか ひろき）委員です。

交野警察より、平井 貴之（ひらい たかゆき）委員です。

よろしく申し上げます。

事務局は人事異動により担当次長が交代となりました。

都市整備部次長 中村 克俊（なかむら かつとし）です。

それでは、今年度初めての開催となりますので、事務局を代表しまして都市整備部長 山中よりご挨拶致します。

#### 【部長挨拶】

部会長：今年度も皆様どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、傍聴者の確認を行います。

本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局：おられません。

部会長：わかりました。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の1つ目の案件は「第2次枚方市空家等対策実行計画（第I期）の進捗について」となっております。

これは、昨年度に策定されました、第2次枚方市空家等対策計画に基づく実行計画において、それぞれの施策の進捗状況についての報告となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

## 2 議題

### 〈案件1〉第2次枚方市空き家等対策実行計画（第1期）の進捗について

部会長：それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告資料1について説明】

部会長：ただいま事務局より、説明がありました。客観的なデータも交えて、空き家対策が進んでいるといったことが見えるように思います。

このことについて、委員の皆様よりご意見・ご質問をお聞きしたいと思えます。ご意見等ございませんか。

委員：出前授業の団体とはどのような団体ですか。

事務局：自治会の老人会と、小学校の校区コミュニティの1件ずつです。参加人数に差はありますが、合計人数で44名です。

委員：若者世代空き家活用補助制度は市場で流通しているような空き家も対象ですか。

事務局：はい。現状空き家となっている物件をご自身で見つけていただいています。

委員：協力事業者の不動産業の11社にはなにをお願いしているのでしょうか。

事務局：地元から上げてもらった空き家の中からランダムに割り当てて所有者調査をしていただいています。所有者アンケートを行い、もし所有者が活用を希望したら、そのサポートを割り当てられた会社が行う形となります。

委員：枚方市から調査費用を補填したりはないんですね。

事務局：そうですね、そのあたりは承知の上でご協力いただいております。

委員：若者世帯の事例集が、若い人に夢があるような内容で、非常によい紙面になっているように思います。ホームページ等で公表しないのですか。

事務局：ありがとうございます。ホームページはデータ量等の関係があり、できていませんが、より一層手に取っていただけるように工夫します。

委員：空き家活用の制度であるはずであるが、建て替えになっているのが現状ですね。

事務局：そうですね、やはり新築が良いという希望が多いこともあり、跡地活用といった形が多いのは事実です。今年度はリフォーム事案もありますので、第二弾では詳しく取材したいと思います。

委員：たとえば、課題を抱えるような空き家となるよりも、もっと前の段階から、高齢者ホームに入る段階などから住み替えの誘導などの工夫はできないでしょうか。

事務局：説明でお伝えしましたとおり、枚方信用金庫とも連携を図っております。高齢者施設や住み替えのための金融商品を取り扱っておられますので、そのあたりを含めてさらに掘り下げて取り組んでいきたいと思えます。

委員：若者世代空き家活用補助制度を利用した方々は何で制度を知ったのでしょうか。

事務局：冊子に掲載されている方々は、制度創設直後に申請された方々ですので、広報ひらかたや新聞取材などを目にした方も多いです。現在は、住宅展示場などに制度を説明し、利用促進を図っています。

### 〈案件2〉管理不良家屋について

部会長：それでは事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告資料2について説明】

部会長：ただいま事務局より、説明がありました。このことについて、委員の皆様よりご意見・ご質問をお聞きしたいと思います。ご意見等ございませんか。

委員：これはとても難しいことではありますが、基準を立てると市町村として可能な範囲になるかもしれませんね。

委員：財産権の保障の問題が心配ですね。

委員：そうですね、ですので、合理的な理由が必要になりますね。できないことはないものの、市町村レベルで取り組むのであれば判断は慎重に基準を敷かなければならないと思います。特定空家等にするかどうかとは違う基準を持ってもよいのではないかととも思います。

委員：このような取り組みは他市でもやっているのでしょうか。

事務局：税に関する取り組みは、我々が検討しております上げる方向と、除却後も据え置く方向とに分かれています。すでに実施している市町村の中で、今回と似た制度としては、京都市や神戸市が取り組んでおり、昨年には堺市でも実施したと聞いています。本市では税を据え置く方法は住宅の循環が鈍化することが想定されることから、税を上げるという方向性で検討しています。

委員：間接的な管理不良家屋の解消のための施策という形ですね。

事務局：そうですね、抑止力にもなればと思っています。

事務局：報告2は、税部局との取り組みになります。協議会で基準を作るというのは難しいですが、いただいたご意見を参考に、経過の報告を行います。

部会長：それでは、事務局は委員の意見を念頭に、残りの下半期も積極的に施策を展開して下さい。市民憲章に基づき市民に寄り添う形でよろしくをお願いします。

本日の案件は以上となりますが、事務局から確認等ありますでしょうか。

事務局：本日お示しした内容につきまして、追加でご意見等がありましたら、11月30日（水）までに住宅まちづくり課へご連絡ください。

では、閉会に際し、次長の中村よりご挨拶させていただきます。

**【次長挨拶】**

なお、このあと審査部会を開催致します。よろしくをお願いします。

### **3 閉会**

部会長：それでは以上をもちまして本日の協議会を終了します。